

## 平成29年度版 個人市民税・県民税

### ○ 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等に係る配当所得等又は上場株式等譲渡所得について、地方税として5%の税率で源泉徴収（特別徴収）されている場合において、その所得について申告した場合（申告を選択しなかった場合を除く。）、市民税・県民税の算定所得割額から源泉徴収されている額を控除して税額を調整します。

また、配当割額・株式等譲渡所得割額に控除しきれない額を生じた場合には、その額をお返しするか、未納となっている税額がある場合には当該未納税額に充てることとなります。

※上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。